

# 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 菱野団地子どもセンター

## 役員報酬等に関する規程

### 第 1 章 総則

#### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人菱野団地子どもセンター（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

#### (定 義)

### 第 2 条

この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員をいう。

### 第 2 章 報酬等

#### (報 酬)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、年間合計の日当として次のように支給する。

#### (1) 理事、監事

年間合計額 5,000円

#### (2) 評議員、評議員選任解任委員

年間合計額 5,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第 1 項及び第 2 項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

年間合計額 5,000円

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

年間合計額を現金にて支払う。

(交通費)

第 5 条

委員会および役員会に出席する場合の交通費は支給しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条

出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 8 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 9 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

#### 第 4 章 附 則

(改 正)

第 10 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人菱野団地子どもセンター理事会の議決を経なければならない。

この規定は平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

この規程は平成 29 年 6 月 3 日制定、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。